株式会社近畿保証サービス



契約内容一部改定のお知らせ

大暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、弊社サービスの一層の充実を図るため、本年6月1日より賃貸借保証委託契約及び賃貸保証契約(いずれも契約書番号 k 11-02)の内容の一部を改定させていただくこととなりました。

新しい契約書につきましては、印刷が完了次第順次お渡し致したく存じますが、改定前の契約書でご契約された場合でも、下記改定内容に記載した範囲で適用させていただきます。

【改訂内容】

- 1. 早期解約による違約金を保証致します
 - (賃貸借保証委託契約及び賃貸保証契約第2条(5))
 - ・適用は6月1日以降と致します。
 - ・賃貸借契約書のご提示が必要になります。
 - ・保証限度額を上限とします。
 - ・退去日から30日を過ぎると免責となります。
- 2. 契約期間を入居日から退去日と致します

(賃貸借保証委託契約第6条(2)及び賃貸保証契約第5条(2))

・過去に遡り、全てのコース、プランに適用します。

以上、今後とも代理店様、入居者様、オーナー様にご満足いただけるサービスを心がけてまいりますので、より一層のお引き立てをお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口> 株式会社近畿保証サービス 総務部

TEL: 078-331-4040